

平成25年度における契約状況のフォローアップ

平成26年8月  
年金積立金管理運用独立行政法人

1. 平成20年度と平成25年度に締結した契約の状況

(単位: 件、百万円)

	平成20年度		平成25年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 7.9% ) 15	( 2.1% ) 641	( 4.5% ) 5	( 3.7% ) 829	( △66.7% ) △ 10	( 29.2% ) 188	( 10.0% ) 19	( 2.2% ) 673
企画競争・公募	( 48.4% ) 92	( 9.3% ) 2,841	( 36.0% ) 40	( 33.5% ) 7,425	( △56.5% ) △ 52	( 161.4% ) 4,584	( 45.3% ) 86	( 9.2% ) 2,791
競争性のある契約 (小計)	( 56.3% ) 107	( 11.4% ) 3,482	( 40.5% ) 45	( 37.3% ) 8,254	( △57.9% ) △ 62	( 137.0% ) 4,772	( 55.3% ) 105	( 11.4% ) 3,465
競争性のない随意契約	( 43.7% ) 83	( 88.6% ) 27,019	( 59.5% ) 66	( 62.7% ) 13,887	( △20.5% ) △ 17	( △48.6% ) △ 13,132	( 44.7% ) 85	( 88.6% ) 27,036
合計	( 100.0% ) 190	( 100.0% ) 30,501	( 100.0% ) 111	( 100.0% ) 22,141	( △41.6% ) △ 79	( △27.4% ) △ 8,360	( 100.0% ) 190	( 100.0% ) 30,501

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成25年度の対20年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき公表した見直し計画（平成25年2月改定）である。

## 2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

平成25年度の競争性のない随意契約は66件、13,887百万円であり、見直し計画に掲げる数値（85件、27,036百万円）を達成したが、件数ベースの割合（59.5%）は、見直し計画に掲げる割合（44.7%）を上回った。

その主な理由は、随意契約見直し計画の基準年度となっている平成20年度は、資産管理機関の集約等を行ったことから運用受託機関等との企画競争契約が例年に比べ多い年度（競争性のある契約が107件、競争性のない随意契約が83件、合計190件。）であった。そのため、企画競争契約が例年並みの件数である平成25年度においては、競争性のない随意契約の割合が高くなっている。（平成25年度は競争性のある契約が45件、競争性のない随意契約が66件、合計111件。）

※ なお、運用受託機関等との契約は、原則として運用成績等を踏まえ、更新条項により競争性のない随意契約を行うこととしていたが、平成24年度からは、原則3年経過後の契約について単年度契約から複数年契約へ隨時切り替えているため、競争性のない随意契約の割合は次年度以降改善するものと考えている。

## 3. 一者応札・応募の改善状況

（単位：件、百万円）

		平成20年度	平成25年度	比較増△減
2者以上	件数	81（75.7%）	43（95.6%）	△38（△46.9%）
	金額	2,621（75.3%）	8,083（97.9%）	5,462（208.4%）
1者以下	件数	26（24.3%）	2（4.4%）	△24（△92.3%）
	金額	861（24.7%）	171（2.1%）	△690（△80.1%）
合計	件数	107（100.0%）	45（100.0%）	△62（△57.9%）
	金額	3,482（100.0%）	8,254（100.0%）	4,772（137.0%）

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3）比較増△減の（ ）書きは、平成25年度の対20年度伸率である。

4. 一者応札、一者応募に係る改善方策 ( URL [http://www.gpif.go.jp/public/pdf/improvement\\_plan.pdf](http://www.gpif.go.jp/public/pdf/improvement_plan.pdf) )

## 5. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成25年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長）により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当法人OBが占める割合が3分の1以上等）